

令和7年度

公営住宅申込要領

- ◆公営住宅の申込み資格については、収入基準をはじめ色々な制限があります。
- ◆申込みにあたっては、この申込要領をよく読んでお申込みください。
- ◆公営住宅の入居決定は、住宅の困窮度により決定します。
- ◆公営住宅の申込については、4月1日～18日まで申込み期間を設けて受付し、4月21日～翌年3月末までは随時受付をしています。提出いただいた申込書の有効期限は令和8年3月末までです。

お申込み・お問合せ

清水町役場 建設課 住宅都市係

TEL 0156-62-2113

申込み資格

公営住宅は、公営住宅法に基づいて住宅に困窮されている低所得者のために国から補助を受けて建設したもので、したがって、公営住宅に申込みできる方は住宅に困窮している次のような事情のある方です。

1. 入居する家族全員の収入の合計額が、国で定められている収入基準の範囲以内（次ページの計算により、月収が15万8千円以下）であること

※裁量階層の基準は21万4千円以下です。詳細についてはお問合せください。

2. 入居者及び同居者が暴力団員でないこと
3. 現に同居または同居しようとしている親族（婚約者・内縁関係者含む）がいること。
単身者は、3LDK以外の住宅のみ入居が可能です。

3LDK以外の間取りの住宅

清水地区（東団地、清和団地の一部、北星団地の一部、日の出団地の一部、
新日の出団地の一部、わかば団地の一部）
御影地区（西都団地の一部、鉄南団地の一部）

4. 現に住宅に困窮していることが明らかな方

※原則、持ち家がある方は申込みができません。

5. 市町村税を滞納していないこと
6. 外国人の方は、外国人登録済みであること
7. 次のいずれかに当てはまる方が裁量階層となります

- ・身体障害者の手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳を交付されている同居者がいる方
- ・令和7年4月1日現在、17歳以下の子どもがいる方
- ・入居者が60歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
- ・戦傷病者として認定されている方
- ・原子爆弾による被爆者
- ・引揚者で5年を経過していない方

対象となる収入と計算方法

【月収額の計算方法】

年間総所得額 - 控除額 ÷ 12 = 月収額

※月収額が15万8千円(裁量階層は21万4千円)を超える場合、申込みはできません。

【年間総所得額とは？】

給与所得控除後の給与の世帯合計金額をいいます。事業者所得（自営業者）については、総収入金額（総売上金額）から営業に必要な経費を差引いた額をいいます。

【控除額とは？】

公営住宅法で、同居親族数・ひとり親・障害者等の控除対象、額が定められています。

[控除例] ※一部

- | | | | | |
|---|--------------------------|------|---|------------|
| ① | 所得調整控除
(給与・雑所得等の所得) | 10万円 | × | 所得を有する人数 |
| ② | 同居親族等控除
(申込者以外) | 38万円 | × | 人数 |
| ③ | 老人扶養控除等
(70歳以上) | 10万円 | × | 人数 |
| ④ | 特定扶養親族控除
(16歳以上23歳未満) | 25万円 | × | 人数 |
| ⑤ | 障害者控除・特別障害者控除 | 27万円 | × | 人数(特障は40万) |
| ⑥ | 寡婦控除 | 27万円 | × | 人数 |
| ⑦ | ひとり親控除 | 35万円 | × | 人数 |

[計算例]

- 例1** 所得控除後年収160万円の世帯主、所得控除後年収94万円の妻、子供一人、父（75歳）の家族月収

$$A(160万+94万) - B(38万 \times 3人 + 10万 + 10万) \div 12 = 10万円$$

- 例2** 所得控除後年収171万円の世帯主(ひとり親)、子2人(17歳未満)の家族月収
A(171万) - B(38万×2人+35万+10万)÷12= 5万円

申込みに必要な書類

1. 清水町営住宅入居申込書（別紙1）

記入例を参考に必要事項を記入してください。

※清水町内に在住する保証人1名が必要です。ただし、親族（申込者・配偶者ともに三親等以内）である町外在住者を保証人とすることもできます。

2. 暴力団員であるか警察署へ意見を聴くことの同意書（別紙2）

3. 住宅困窮度判定基準表（別紙3）

該当箇所に○を付け、その内容を証明する書類を添付してください。

→立ち退き要求書（期限の記載あり）・職場の住所を証明するもの・家賃証明等

4. 入居予定者全員の住民票（外国人の方は市町村で発行の外国人登録済み証明書）

5. 収入を証明するもの（収入のある方全員分が必要です）

① 納入所得の方

ア. 前年1月1日以前から引き続き同じ職場に勤めている方

→前年分の源泉徴収票または市町村長が発行する所得証明書

イ. 上記以外の方

→職場から給与所得見込証明書（別紙4）を受けてください。

② 事業所得（自営業）の方

確定申告書の写し、または市町村長が発行する所得証明書（6月以降）

③ 公的年金を受けている方

年金・恩給・障害年金等の前年分の振込通知書を持参してください。

④ すでに退職された方及び失業状態にある方

退職証明書、失業状態が確認できる書類（雇用保険受給資格者証、離職票）

⑤ 生活保護を受給している方

生活保護受給証明書を持参してください。

6. 市町村税を滞納していない証明書（就学者を除く世帯員全員）

① 市町村長が発行する町税完納証明書

② 非課税の方は市町村長が発行する非課税証明書

③ 前年1月1日現在で清水町に在住していない方は、以前在住していた市町村で発行する納税証明書

7. その他必要な書類

① 心身に障がいのある方

障がいをお持ちの方は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等

② 学生の方（高校生以下の方は不要）

通学先の学校が発行する在学証明書

③ その他

同居する方が婚約者であるときは、婚約証明書（別紙5）と婚約者の収入の有無を証明する書類（婚約者が退職する場合は退職証明）をご持参ください。

申し込みについてのご注意

1. 申込書・その他の提出書類に虚偽があることが判明した場合は、申込書等によるすべての資格を取り消します。
2. 家族を不自然に分割しての申込みはできません。
3. 申請書に記入されていない方は入居できません。
※ ただし、申込み後に出生した子は除きます。
※ 入居するときに同居親族が変更となるときは、入居を取り消す場合があります。
4. 自家所有者は、次に該当する場合に限り申込むことができます。
 - ① 自家が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、公営住宅入居後2ヶ月以内に取壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合
 - ② 差し押さえ等、正当な自由による立退要求等により、自家所有できなくなる場合
5. 現在公営住宅に入居している方は、次に該当する場合に限り申込むことができます。
 - ① 入居時から著しく家族の人数が増減したとき
 - ② 現在入居している住宅の老朽化が著しく、役場で修繕不能と判断したとき
 - ③ 通院のため医療機関の近隣の町営住宅に入居を希望するとき
 - ④ 介護又は看護のため、入居者又は同居者の親・祖父母・子・孫の居住地により近い町営住宅に入居を希望するとき
 - ⑤ 既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等により、日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったとき(医師の診断書など、公的機関の証明が得られる者に限る)
 - ⑥ 65歳以上の入居者及び同居者のみで構成される世帯の2親等以内の親族の居住地により近い町営住宅に入居を希望するとき。(2親等以内の親族の住民票が必要)ただし、過去にこの規定で入居した者は入居申込みできません。
6. 結婚予定で申し込みをされる方について
申込日の3ヶ月以内に同居または入籍していただかなければなりません。
7. 申し込みについて
町営住宅入居を希望する際に希望する住宅が無い場合でも、申込関係書類を事前に提出することができます。ただし、その関係書類については年度末までの有効期間とするため翌年度に再提出が必要となります。選考は提出順では無く、住宅困窮度判定基準により決定します。

入居の決定及び入居後における注意

1. 入居の決定については、電話でご連絡いたします。
(なお、住所・電話番号が変わった場合は、必ず連絡願います。)
2. 借受証を提出する日時を事前に連絡お願いします。連絡がない時は対応できない場合があります。
3. 鍵の受渡しは借受証の提出後になります。
4. 入居について
契約の日から14日以内に入居していただきます。
※住民票の異動をしていただきます。
5. 連帯保証人について
連帯保証人は清水町内に在住する方で、入居者と所得が同等以上の方1名が必要です。ただし、親族（申込み者本人、配偶者ともに三親等以内）である町外在住者を保証人とすることもできます。
入居契約の日から14日以内に借受書とその他必要書類を提出していただきます。必要書類として、保証人の印鑑証明書、町税の完納証明書を提出していただきます。
6. ペットの飼育について
ペットの飼育により他の入居者の方への迷惑や苦情があった場合は、飼い主の責任によりペットを処分していただくことになります。近隣とのトラブルを避けるためにもペットの飼育はご遠慮ください。
7. 公営住宅使用料（家賃）について
公営住宅の使用料（家賃）は毎月末日までの支払いとなっております。3ヶ月以上滞納した場合は、明渡しの対象となりますのでご承知願います。
8. 町内会（自治会）活動へのご協力のお願い
明るく住みよい団地生活を送るため、入居者の皆さんのが相互に協力していただかなければならぬことがあります。そのため入居者の皆さんで町内会（自治会）が組織されておりますので、加入と活動への参加ご協力をお願いいたします。
9. 退去するときの手続き
住宅を退去するときは、退去する1週間前までに役場建設課住宅都市係へ退去届を提出し、退去時住宅検査の日程などを打ち合わせしてください。
10. その他
その他詳細については、町営住宅入居者のしおりをお読みください。

清水町公営住宅状況一覧表

図面No.	住宅の名称	住宅の所在地	建築年度	型式	戸数	1戸の面積(m ²)	家賃	住宅設備等の状況
① 清和団地	清水町南3条13丁目1番地 清水町南4条13丁目1番地	昭和47年度～ 昭和48年度	2DK	25	37.7	5,400円～	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・単身入居可	
			3DK	15	43.0 ～	12,500円 6,200円～	・109～148号のみ募集	
	清水町南3条12丁目9番地	平成26年度	1LDK	8	45.44	14,100円		
			2LDK	2	54.86 ～	17,500円	・ユニットバス、電気温水器設置済	
			3LDK	6	55.90	35,000円	・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・1LDK・2LDK 単身入居可	
			1LDK	2	78.59	42,000円		
			2LDK	4	78.67	24,700円		
	清水町北3条西3丁目2番地 清水町北4条西3丁目1番地 清水町北4条西3丁目2番地	昭和49年度～ 昭和50年度	1LDK	2	55.90	17,800円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・物置あり	
			2LDK	4	68.01	34,900円	・単身入居可	
			3LDK	6	78.59	21,500円		
			2DK	4	78.67	42,200円		
			3DK	32	43.0 ～	24,600円		
② 宮の森団地	清水町北3条西7丁目1番地 清水町北2条西7丁目2番地	昭和62年度～ 平成8年度	2DK	24	51.30	6,600円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・物置あり	
			3LDK	64	52.15 ～	15,900円	・単身入居可	
③ 北星団地	清水町南2条西6丁目15番地 清水町南2条西6丁目16番地	昭和56年度～ 昭和61年度	2DK	24	52.65	32,500円	・平成3年建設(33号以降)はユニットバス、それ 以外(34号以降)は風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・ボイラ取付け可(入居者負担) ・洗面台あり(33号以降)、物置あり	
			3LDK	64	64.80	17,000円 ～	・2DKのみ単身入居可	
④ 清樺団地	清水町南2条西6丁目15番地 清水町南2条西6丁目16番地	昭和57年度～ 昭和59年度	3LDK	32	62.19 ～	14,300円 32,100円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・物置あり	
			3LDK	24	66.29	14,500円 31,200円	・2DKと3DKのみ単身入居可 ・物置あり	
⑤ 若松団地	清水町北2条西5丁目2番地	昭和57年度～ 昭和59年度	3LDK	32	62.19 ～	14,300円 32,100円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・物置あり	

⑥ 東団地	清水町南9条6丁目1番地 清水町南9条7丁目1番地 清水町南10条6丁目1～2番地 清水町南10条7丁目1～2番地 清水町南10条8丁目1～2番地	昭和51年度～ 昭和55年度	3DK 124	51.3 ～ 62.4	8,400円 ～ 22,200円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜等は入居者が設置 ・物置あり ・単身入居可
	清水町南1条6丁目10番地	平成12年度	2DK 6	54.3	18,100円 ～ 35,500円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・2DKのみ単身入居可
	清水町南1条6丁目18番地	平成13年度	2DK 4	57.9	19,400円 ～ 38,000円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・2DKのみ単身入居可
	清水町南2条8丁目2番地	平成14年度	3LDK 4	79.3	26,500円 ～ 52,100円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・2LDKのみ単身入居可
⑦ 新日の出団地	清水町南2条5丁目10番地1	平成24年度	3LDK 2	74.3	24,400円 ～ 47,800円	・水洗トイレ ・ユニットバス、電気温水器設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・1LDK、2LDKのみ単身入居可
	清水町南2条5丁目10番地1 清水町南2条6丁目2番地1	平成24年度	1LDK 12	57.1	18,000円 ～ 35,300円	・水洗トイレ ・ユニットバス、電気温水器設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・1LDK、2LDKのみ単身入居可
⑧ 日の出団地	清水町南2条5丁目10番地1	平成24年度	3LDK 2	74.3	24,400円 ～ 47,800円	・水洗トイレ ・ユニットバス、電気温水器設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・1LDK、2LDKのみ単身入居可
	清水町南2条5丁目10番地1 清水町南2条6丁目2番地1	平成24年度	2LDK 8	66.4 ～ 67.5	21,200円 ～ 42,800円	・水洗トイレ ・ユニットバス、電気温水器設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・1LDK、2LDKのみ単身入居可
⑨ わかば団地	清水町御影東5条6丁目1番地	平成30年度～	3LDK 6	78.7	25,400円 ～ 50,700円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・単身入居不可
	清水町御影東5条6丁目1番地 清水町御影東3条3丁目13番地	昭和53年度～ 昭和55年度～ 昭和58年度	3DK 12 16	56.76 ～ 63.43 ～ 63.70	9,500円 ～ 20,000円 ～ 24,100円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜を入居者が設置 ・物置あり、一部玄関フードあり ・3DKのみ単身入居可
⑩ さくら野団地(御影)	清水町御影東2条南1丁目5～6番地	令和4年度～ 令和7年度	1LDK 6	51.9	17,400円 ～ 34,100円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・単身入居可
	清水町御影東3条南1丁目6番地	令和5年度～ 令和7年度	2LDK 4	70.3	23,700円 ～ 47,100円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・単身入居可
	清水町御影西3条3丁目13番地	令和5年度～ 令和6年度	3LDK 2	80.3	27,100円 ～ 53,800円	・水洗トイレ ・ユニットバス、ボイラー設置済 ・洗面台、石油タンク、物置、駐車場 ・単身入居可
⑪ 鉄南団地(御影)	清水町御影東2条南1丁目5～6番地	昭和53年度～ 昭和55年度	3DK 12	63.43	20,000円 ～ 11,200円	・水洗トイレ ・風呂と風呂釜を入居者が設置 ・物置あり、一部玄関フードあり ・3DKのみ単身入居可
	清水町御影東3条3丁目13番地	昭和55年度～ 昭和58年度	3LDK 16	63.43 ～ 63.70	24,100円	
⑫ 西都団地(御影)	清水町御影西3条3丁目13番地	令和4年度～ 令和7年度	1LDK 6	51.9	34,100円 ～ 23,700円	
	清水町御影西3条3丁目13番地	令和5年度～ 令和7年度	2LDK 4	70.3	47,100円 ～ 27,100円	
	清水町御影西3条3丁目13番地	令和5年度～ 令和6年度	3LDK 2	80.3	53,800円	

清水市街公営住宅配置図



